



医師の働き方改革に伴う今後の救急医療 提供体制の確保について

神奈川県救急医療問題調査会資料
神奈川県健康医療局保健医療部医療課
令和6年1月31日

医師の働き方改革に伴う本県の検討状況

- I 救急医療電話相談#7119の検討
- II 県民の適正な受診に向けた普及啓発
- III 救急医療体制の確保等に向けた医療機関への支援

I 救急医療電話相談#7119の検討

救急医療電話相談#7119の「県主体」での全県展開

- 救急電話相談#7119の全県展開について、これまでの「市町村個別展開」から、「県が実施主体として」で早期に全県展開するよう方針転換した。

1 救急医療電話相談（#7119）事業の概要

- 急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関の受診、救急車を要請した方がよいか等について、**24時間365日、看護師等が電話相談に応じるサービス（救急相談＋医療機関案内）**



2 救急医療電話相談（#7119）事業の効果

○ 救急医療電話相談は、**救急車の適正利用**及び**救急医療機関の適正受診**に効果があるとされている。

（他自治体の事例）

■ 東京都（東京消防庁）

- ・ 初診時程度が「**軽症**」であった割合が減少
H18:60.3% ⇒ H30:54.5%(▲5.8ポイント)
- ・ 救急出動件数の**増加率が抑制**(H18→H30)
全国:26.1%増、東京:19.1%(▲7.0ポイント)

■ 兵庫県（神戸市）

- ・ #7119導入後、病院への**相談件数が約24%減少**

■ 北海道（札幌市）

- ・ #7119導入後、**時間外受付者が8.1%減少**(札幌市A病院)

Kanagawa Prefectural Government

（出典）

総務省「令和元年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」

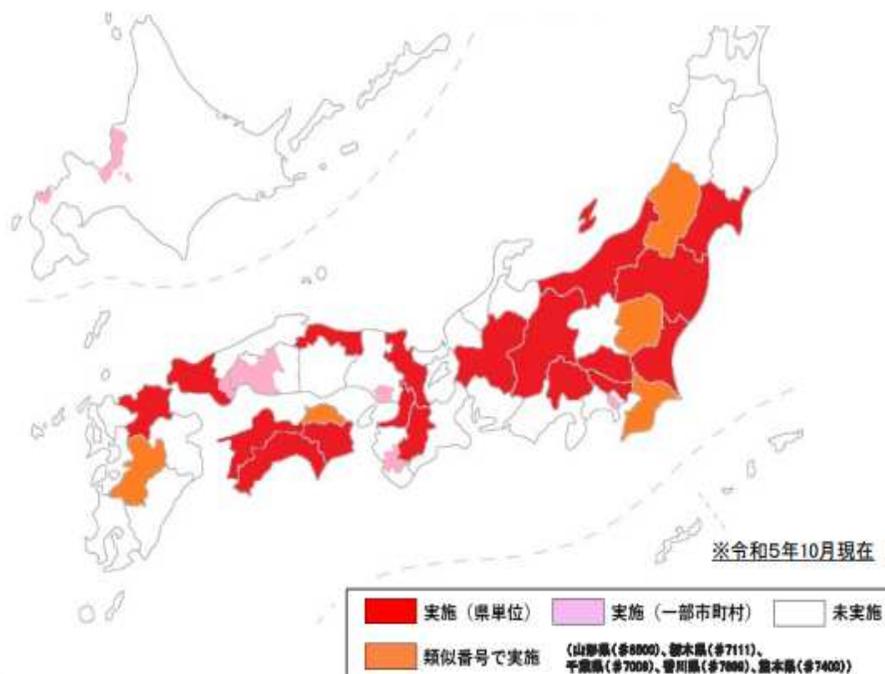
3 救急医療電話相談（#7119）の実施状況

(1) 全国では**23都府県**・5市町村で実施

【うち、都道府県が**全額負担=11都県**】

東京都(H19~)、埼玉県(H29~)、千葉県(H29~※)、山梨県(R5~)、茨城県、
栃木県(※)、福岡県、奈良県、山形県(※)、香川県(※)、熊本県(※)

※ #7119以外の番号で実施



Kan

(2) 本県では平成28年1月から
横浜市が実施

H30年1月の四首長懇談会にて全県
展開の提案があり、#7119を広域化
していくことで合意

4 これまでの調整経過

日付	検討内容	市町村との調整
H30.1	#7119の県内全域での実施に向けた検討を開始	政令市、県の首長で方向性について合意
H30.5～ H311.11	県が一定額を負担する方向で調整 (県の負担額以外は参画市町村で負担)	運営形態、費用等諸条件で折合いが付かず、調整難航 [調査1回目]参画意向を示す自治体なし
R2.4～R3.5	県独自番号事業(#7000)で実施する方向で調整(市町村の一部負担あり)	[調査2回目]参画意向を示す自治体なし
R3.7～	改めて#7119の実施に向けて調整	
R4.9.4	各市町村で個別に実施する方向性に変更する旨、知事了解	
R4.9～R5.2	各市町村で個別に実施する方向性で政令市と調整	県でまとめた実施、または実施に対し継続的な費用負担について要望があった

5 救急医療相談事業（#7119）趣旨・目的等

(1) 趣旨・目的

- 医師の働き方改革を契機として、県内の医療資源を有効に活用し、適切かつ継続的な救急医療提供体制を維持するため、適正受診を促す観点と、救急車の適正利用における市町村をサポートする観点から、現在、横浜市域で実施されている救急医療相談事業（#7119）を県が主体となって全県で実施する。

(2) 現状と課題

- R6.4から「医師の働き方改革」に伴い、時間外の上限規制が適用されるため、病院の救急医療体制が縮小する懸念がある。
- 早期に医療提供体制の維持及び県民の適正受診を図る必要がある。
- 救急医療機関の受入件数の抑制などに効果がある#7119は、本県では、H28.1から横浜市のみで実施している。

6 救急医療相談事業（#7119） 事業内容

3 事業内容

- **県が実施主体となつて、全県で#7119を実施**（全額県負担）
- **上手な医療のかかり方**について、**県民に広く普及啓発を実施**
 - ① 平日・日中の診療時間内受診・病状説明にご協力を
 - ② “いつもの先生”以外の医療スタッフの対応にご理解を
 - ③ 身近な医療機関への受診や転院にご協力を

など

【#7119 備考】

- 令和6年度は、業務の効率化に向けて**デジタル技術を活用**する。
 - ※ 機能のひとつである医療機関案内における、RPA技術を活用した医療機関情報の自動送信機能等の検討など
- 令和7年度以降の**LINE等の導入による相談業務のDX化**に向けて、検討を行っていく。

[市町村等との調整]

	調	整
医師会	横浜市医師会、県医師会に説明	⇒方向性について 異議なし
市町村	市町村担当課長会議を開催し、全市町村に説明	⇒方向性について 異議なし

Ⅱ 県民の適正な受診に向けた普及啓発

1 県ホームページ

「上手な医療のかかり方」 みんなで支える神奈川の医療
～医師の働き方改革ポータルサイト～

2 啓発動画、リーフレット

「上手な医療のかかり方」 みんなで支える神奈川の医療
～医師の働き方改革～

3 市町村ホームページとの連携

4 その他媒体（X、LINEコロナパーソナル、県のたより等）



1 県民に何を伝えるか

みんなで支える神奈川の医療

(1) 医師の働き方改革を進める必要性

- 医師を過重労働から守ることは、県民がより安心・安全な医療を受けることにつながる。
- 限られた医療人材を有効に活用して地域の医療体制を維持する

(2) 県民のご協力をお願い → 「上手な医療のかかり方」

- 診療時間内の受診・病状説明(不要不急な救急利用を避ける)
- “いつもの先生”以外の対応 など

(1)県ホームページ ポータルサイトのイメージ①



ホーム > 健康・福祉・子育て > 医療 > 医療相談、医療機関・薬局情報 > 「上手な医療のかかり方」 みんなで支える"神奈川"の医療～医師の働き方改革～

印刷用ページを表示

初期公開日：2023年12月26日 更新日：2024年1月4日

「上手な医療のかかり方」 みんなで支える"神奈川"の医療～医師の働き方改革～

2024年4月から開始される医師の働き方改革の関連情報をまとめたポータルサイト。平常時及び救急時の受診方法や相談窓口、医療機関案内などについて掲載しています。



新着情報

- ページを公開しました。(12月26日)

// よくみられているページ

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策ポータル
- ▶ LINE「かながわ子育てパーソナルサポート」
- ▶ 海岸・港湾監視カメラ
- ▶ 県職員採用
- ▶ 上下水道料金のお支払い方法

- ▶ 県の広報

神奈川県公式動画



(1) 県ホームページ ポータルサイトのイメージ②

かなチャン

// 医師の働き方改革とは

これまでの医療提供体制は医師の長時間労働により維持されてきました。2019年には、「勤務医の少なくとも4割近くが年間960時間を超える時間外・休日労働に従事した」との報告があります。

医師は、医師である前に、一人の人間です。

長時間労働による健康への影響を防ぎ、将来にわたり安全で質の高い医療を提供できる体制を確保するため、**2024年4月から原則、年間960時間を超える時間外・休日労働は規制されます。**(詳細は下記サイトをご覧ください)

[「医師の働き方改革」.jp \(厚労省特設サイトへリンク\)](#)



※時間外労働の上限規制について

- 医師以外は一部の業種を除き、原則年360時間以内とされており、臨時的な特別事情があつて労使が合意する場合でも年720時間を超えることはできません。
- 医師に関しては、医療の公共性などを考慮して、休日労働の時間と合わせて年960時間以内が"原則的な水準"とされています。

// 県民の皆様へのお願い



[かかりつけ医を持ちましょう](#)



[救急車の適正利用について](#)



[小児救急相談（#8000）のご案内](#)



県内各市町村の救急相談ダイヤル一覧

- [健康相談](#)
- [医療機関案内](#)



[上手な医療のかかり方\(厚労省特設サイトへリンク\)](#)

(2) リーフレットのイメージ①


神奈川県

**上手な医療のかかり方
みんなで支える「神奈川」の医療**

救急車を呼ぶ？ 今すぐ医療機関に行く？



電話相談 迷ったときは？

#7119 横浜市のみの実施 24時間

その他お住いの地域によって電話相談を実施している場合があります ▶▶▶

小児専用ダイヤル #8000 神奈川県全域 18時～翌朝8時まで

救急受診アプリ 緊急度に応じた必要な対応を調べることができます。

総務省消防庁 全国版救急受診アプリ 

その他詳細な取り組みが知りたい方は

厚生労働省HP
医師の働き方改革.jp



厚生労働省HP
上手な医療のかかり方.jp



神奈川県HP
上手な医療のかかり方
みんなで支える「神奈川」の医療
医師の働き方改革



**始まります！
医師の働き方改革**



2024年4月より、
勤務医の残業時間に上限が設けられます。
皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



Kanagawa Prefecture


神奈川県

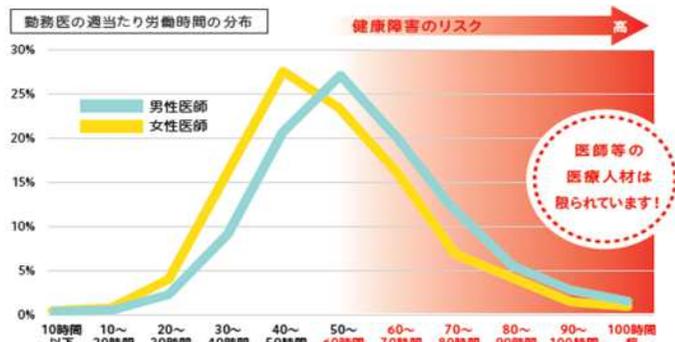
神奈川県健康医療局保健医療部医療課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL (045)210-1111 (代表)

神奈川県

(2) リフレットのイメージ②

知っていますか？ 医師の長時間労働

健康障害のリスクのある長時間労働をしている医師が多数います。私たちが24時間365日安心して地元で医療を受けることができる体制は、これまで多くの医師の長時間労働によって支えられてきました。



引用:厚生労働省「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 令和元年 医師の勤務実態調査」2020年9月30日

長時間労働から医師の健康を守るため「医師の働き方改革」(残業時間の上限規制)が始まり、特に夜間や休日は、緊急性の高い患者さんの対応をより優先する必要があります。医師の健康を守ることは、皆様がより安心・安全な医療を受けることにつながります。県民の皆様の方で神奈川の医療を支えるため、「上手な医療のかかり方」にご理解とご協力をお願いします。



1 診療時間内の受診・病状説明にご協力をお願いします



- 夜間・休日は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。
- 安易な時間外受診が増えると、一刻を争う患者さんに充分対応できなくなります。緊急時以外は、平日・日中に受診しましょう。
- ご家族の病状説明は、平日・日中の診療時間内に受けていただくようご協力ください。

2

“いつもの先生”以外の医療スタッフの対応にご理解をお願いします

- 医療機関では、各職種の専門性を活かした“チーム医療”で医療の質を高めていく取組が始まっています。
- これまで、一人の主治医が対応するものとイメージされていた診療や病状説明、術後の対応などを別の医療スタッフが行うことがあります。



3

身近な医療機関への受診や転院にご協力ください

- 医療機関には、それぞれの役割分担や得意分野があり、症状に応じた医療機関で受診することで、より適切な医療を受けることができます。
- 高度な医療を担当する医療機関に入院した場合でも、回復の状況に応じてより身近な医療機関でリハビリなどを受けていただく場合があります。

診察、リハビリなど
身近な医療を担当



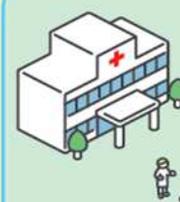
お近くの
診療所・病院

怪我・病気などで
まずは受診する
患者さんの治療を担当



リハビリを行う病院

軽症の患者や
容体が安定した患者さんの
リハビリを担当



地域の救急病院

入院が必要な患者さんの
治療を担当

手術・救急医療など
高度な医療を担当



基幹病院

救急の中でも
救命救急センターなど
重症の患者さんへの対応や
専門的な手術を担当

2 スケジュール（県民への普及啓発）

時期	内容
R5年12月26日	県公式HPに ポータルサイト 開設 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/wsr/index.html
R6年1月	公式X(旧Twitter)に 動画 を投稿 動画は各病院に配布
R6年2月	県のたより 2月号 掲載予定
	リーフレット 配布予定

Ⅲ 救急医療体制の確保等に向けた医療機関への支援

「かながわ後方搬送支援システム」全体像のイメージ

- **他院に転院させたい患者の情報（氏名を除く）をkintoneで登録**した上、病院間の連絡手段として、kintone内に設ける**チャットアプリ**を通じて、**病院間で受入の打診、受入可否の回答、搬送条件の交渉**（転院日等々）がウェブ上で実施可能となる。
- 本システム自体は無償で提供するとともに、令和6年度においては**基本アカウントとして各病院概ね2アカウント**（利用職員数2人）**を無償で配布**します。
※**アカウントの増設が必要な場合は、各病院からの申し出により、実費をいただいた上で増設対応**できるよう検討中



1 後方搬送支援システム 各アプリの機能

項目	①施設情報アプリ	②転院支援アプリ	③チャットアプリ
機能	自院で受入可能な患者の条件をあらかじめ登録する。登録しておかないと、転院支援アプリで候補先病院を検索してもヒットしない。	他院に転院させたい患者の情報や転院先地域を登録し、候補先病院を検索する。	転院「元」病院と転院「先」病院がkintone内のチャットで、受入の打診、受入可否の回答、転院条件の調整等を行う。
ユーザ	他院から後方搬送患者を受け入れる病院（ 転院「先」病院 ）	他院に後方搬送患者を転院させたい病院（ 転院「元」病院 ）	転院「元」病院 転院「先」病院

本システムは、一般的な後方搬送患者を対象としているが、今後、ER転送への活用も検討していく

2 ユーザーインターフェースのイメージ：チャットアプリ

- 登録した患者ごと、かつ、転院「元」病院と転院「先」病院の1対1のトークルームで、受入の打診、受入可否の回答、転院条件の調整等を行うことができます。

The screenshot displays a chat application interface titled "三 かながわ後方搬送支援システム 調整用チャット". The interface is divided into several sections:

- Header:** A green bar with the title and a red "閉じる" (Close) button.
- Left Sidebar:** A list of chat rooms. The top section, "転院元として" (As Referring Hospital), includes "患者ID:31_あああ→佐藤テストH" and "患者ID:28_あああ→佐藤テストH". The bottom section, "転院先として" (As Receiving Hospital), includes "患者ID:35_佐藤テストH→あああ" with a red notification badge "1".
- Main Chat Area:** Displays two messages. The first message, from "2023/10/11 14:39:00 転院支援テストアカウント" (佐藤病院 ご担当者様), asks for confirmation of patient ID 31 and offers to contact via chat. The second message, from "2023/10/11 16:21:00 # 2 転院支援テストアカウント" (あああ病院 ご担当者様), is marked as "閲覧済: 1/1" (Viewed: 1/1).
- Bottom Input Area:** Shows the selected room "選択中のルーム: 患者ID:31_あああ→佐藤テストH (1vs1)", a text input field, a "送信" (Send) button, and a dashed box for file uploads with the text "添付したいファイルをここへドラッグ".

3 スケジュール（後方搬送支援システム）

時期	内容
R6年1～2月	県病院協会・県医師会 事前説明
R6年2月	全病院向け説明会
R6年3～4月	全病院向け操作説明会 ※操作説明動画はYouTubeより随時視聴可能とする予定です
R6年4月～	供用開始

説明は以上です。